

26桂監第6号
平成26年6月3日

桂川町水道事業
町長 井上 利一 様

桂川町監査委員 武 井 秀 樹

桂川町監査委員 神 崎 はな子

5月例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条2第1項により、例月現金出納検査を実施しましたので同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1.検査の対象 水道事業会計

2.提出書類 平成26年4月分

3.検査の期間 平成26年5月28日・29日・30日

4.検査の概要

- (1) 管理者保管の収入伝票、支出伝票、振替伝票と関係書類を照合しました。
- (2) 月次合計残高試算表により、現金保管の状況を確認しました。

5.検査の結果及び意見

預金残高は各金融機関の発行した残高証明と総勘定収支月計表を照合した結果、相違ないことを認めましたが、別紙のとおり一部不適切な事務処理がありました。

なお、指摘事項については、6月20日（金）迄に文書で回答してください。

例月現金出納検査 水道課
(平成 26 年 5 月 28 日(水)、29 日(木)、30 日(金))

《指摘事項》

○ 不納欠損に係る決裁手続きについて

平成 26 年 3 月 31 日付で不納欠損 8 件 190,040 円の支出負担行為兼支出命令書が作成されていますが、町長決裁欄は斜線となったままです。

このことについては、次の二つの観点から指摘することとします。

まず、桂川町水道事業事務決裁規程における水道課長専決事項の中には、不納欠損は含まれておらず、町長の決裁が必要です。従って、現行では決裁は完了していません。

次に、この伝票の起票に際して、町長決裁欄が電算システムの中で自動的に斜線が引かれています。これは、そもそも電算システムにおける決裁の条件入力が誤っているのではないかと推測されます。決裁に係るプログラムの条件入力を再点検する必要があります。

現状として、不納欠損については、起案と不納欠損整理簿の決裁が一緒に行われていますが、起案の決裁終了後に不納欠損整理簿と支出負担行為兼支出命令書の決裁を行うようにしてください。

○ 固定資産除却費に係る決裁手続きについて

平成 26 年 3 月 31 日付で固定資産除却費（機械及び装置）として 602,500 円の支出負担行為兼支出命令書が作成されていますが、町長決裁がないまま空欄となっています。桂川町水道事業事務決裁規程では、資産減耗費の課長専決は 10 万円未満と規定されています。

《指導事項》

○ 横打井堰水利権購入費支払に係る予算流用について

平成 26 年度における横打井堰水利権購入費支払において、平成 26 年 4 月 16 日の時点において、当初予算見込み誤りとして 26,600 円が流用されています。予算が成立したばかりであるにも関わらず、予算流用が行われるということは、予算に対する考え方があまりに安易であるように思われます。

また、この件についても町長の決裁は取られていません。桂川町水道事業事務決裁規程では、目及び節の流用については課長専決事項となっていますが、同規程の第 5 条には、専決等の制限が規定されており、特に重要または異例と認められるものについては、管理者（町長）の決裁を受けることとされています。

そもそも、このような事案の対処方法として、まずは相手方と協議し、予算を補正した後に支出するなどの取り扱いが出来なかったものでしょうか。

今後は、予算に対する認識も含めて、更なる意識改革を進めてください。